

---

# 資料編

---

# 第6次草津市総合計画策定の経緯

## 特別委員会・審議会の概要

### 1 草津市総合計画特別委員会

市議会が設置する委員会です。

計画策定の各段階において、市議会の立場からの意見を求めました。

開催年月日		主な内容
第1回	平成30年11月26日	・第6次草津市総合計画の策定方針について
第2回	令和元年8月7日	・第5次草津市総合計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について ・第6次草津市総合計画策定に向けての各意識調査の結果およびデータブック2019について
第3回	令和元年10月16日	・社会情勢の変化について ・将来ビジョンの検討について
第4回	令和元年12月6日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本理念について
第5回	令和2年1月24日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本目標について
第6回	令和2年3月25日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第7回	令和2年6月15日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・リーディング・プロジェクトの検討について
第8回 【分割協議】	令和2年8月17日 8月20日 8月25日 8月28日	・リーディング・プロジェクトについて ・地方創生について ・分野別施策について【※分野ごとに協議】
第9回	令和2年11月10日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第10回	令和2年12月11日	・第6次草津市総合計画基本構想につき議決を求めることについて
第11回	令和3年3月15日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画につき議決を求めることについて

## 2 草津市総合計画審議会

市民（各種団体代表、一般公募）および有識者等28名からなる会議です。

第6次草津市総合計画について、専門的・総合的な見地から御審議をいただくよう市長から諮問し答申を受けました。

開催年月日		主な内容
第1回 【諮問】	平成30年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次草津市総合計画の諮問</li> <li>・第6次草津市総合計画の策定方針について</li> <li>・市民意識調査（総合計画策定用）等の実施について</li> </ul>
第2回	令和元年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次草津市総合計画の総括評価について</li> <li>・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について</li> </ul>
第3回	令和元年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢の変化について</li> <li>・将来ビジョンの検討について</li> </ul>
第4回	令和元年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来ビジョンについて</li> <li>・将来のまちの構造について</li> <li>・まちづくりの基本理念について</li> </ul>
第5回	令和2年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来ビジョンについて</li> <li>・将来のまちの構造について</li> <li>・まちづくりの基本目標について</li> </ul>
第6回 【書面会議】	令和2年4月16日 ～ 令和2年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次草津市総合計画基本構想（案）について</li> </ul>
第7回	令和2年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次草津市総合計画基本構想（案）について</li> <li>・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について</li> <li>・リーディング・プロジェクトの検討について</li> </ul>
【答申】	令和2年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次草津市総合計画基本構想（案）の答申</li> </ul>
第8回	令和2年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーディング・プロジェクトについて</li> <li>・分野別の施策について</li> <li>・地方創生について</li> </ul>
第9回	令和2年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について</li> </ul>
【答申】	令和2年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）の答申</li> </ul>

# 市民参加の概要

## 1 草津市総合計画策定市民会議

各団体の関係者や一般公募の市民など25名で構成する会議です。

草津市の今後のまちづくりなどについての意見交換を行い、いただいた御意見やアイデアを第6次草津市総合計画の策定に生かしました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和元年6月12日	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・草津市の「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」
第2回	令和元年7月19日	《ワークショップ》 ・「住みたいまちはこんなまち」
第3回	令和2年7月28日	《基調講演》 ・「協働の成功条件」～小さな成功体験を重ねて学んだこと～ 講師：松下 啓一さん 「地方自治研究家・実践家（元相模女子大学教授）」 《ワークショップ》 ・まちに感じる「愛着・誇り・共感」について ・このまちに感じる「愛着・誇り・共感」のPRに、あなたが できること ・この思いの実現には、だれの、どんな後押しが必要か
第4回 【書面会議】	令和2年8月17日 ～ 令和2年8月31日	《第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）》 ・「私たちの役割（市民・地域、事業者等）」について

## 2 地域別懇談会

これからのまちづくりについて、地域の皆様とともに話し合い、いただいたアイデアや御意見を第6次草津市総合計画の策定に生かすとともに、目指すべき将来像を共有するため、各中学校区で地域別懇談会を実施しました。

開催年月日		主な内容
令和元年7月7日	《新堂中学校区》 ・笠縫東学区 ・常盤学区	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」、「行政がやること」、「地域でできること」 （※玉川中学校区では、「地域の課題」、「課題解決の方向性」の内容で実施しました。）
令和元年7月16日	《草津中学校区》 ・草津学区 ・大路学区 ・渋川学区	
令和元年7月27日	《松原中学校区》 ・山田学区 ・笠縫学区 《老上中学校区》 ・老上学区 ・老上西学区	
令和元年7月31日	《玉川中学校区》 ・玉川学区 ・南笠東学区	
令和元年8月3日	《高穂中学校区》 ・志津学区 ・志津南学区 ・矢倉学区	

## 3 市民意識調査等

### ■ 市民意識調査

市民の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、一般市民を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：平成30年12月1日現在、草津市にお住まいの18歳以上の方3,000人（無作為）

調査期間：平成31年1月23日～2月12日

有効回答数：1,153件

有効回収率：38.4%

### ■ 高校生アンケート調査

若者の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、高校生を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：市内の高等学校に通学する高校2年生1,586人

調査期間：平成30年12月27日～平成31年2月19日

有効回答数：1,434件

有効回収率：90.4%

### ■ 転入者アンケート調査

転入してこられた方の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、転入のきっかけや転入の決め手等の理由や市政に対する御意見等をお聞きしました。

（第1回調査）

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：平成31年1月8日～2月28日

有効回答数：181件

（第2回調査）

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：令和元年5月13日～7月12日

有効回答数：873件

## 4 パブリックコメントの募集

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、広く市民の意見を募集しました。

### ■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）について

実施期間：令和2年8月3日～9月2日

配架場所での閲覧者数：30人

ホームページアクセス数：309件

提出者数：2人

意見総数：7件

### ■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について

実施期間：令和2年12月15日～令和3年1月14日

配架場所での閲覧者数：15人

ホームページアクセス数：311件

YouTube くさつチャンネル再生回数：99回

提出者数：2人

意見総数：4件

## 5 タウンミーティング

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、市長が計画に込めた思いを説明するとともに、市民の皆様と意見交換を行いました。

（※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の定員数を制限するとともに、Web会議を活用して実施しました。）

### ■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）

実施日：令和2年8月8日

参加者：41人（会場33人 Web会議8人）

### ■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）

実施日：令和2年12月20日

参加者：26人（会場23人 Web会議3人）

# 庁内体制の概要

## 1 総合計画策定委員会《10回開催》

市長、副市長、教育長、各部長で構成する庁内会議です。  
総合計画策定において重要な事項の審議・協議を行いました。

## 2 総合計画策定委員会幹事会《17回開催》

副部長（総括）で構成する庁内会議です。  
総合計画策定において横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の協議を行いました。

## 3 中堅職員への意見照会《4回実施》

第6次草津市総合計画の計画期間中に責任ある立場となる中堅職員（30歳～45歳までの職員）の意見を計画策定に生かすために実施しました。



# 草津市総合計画審議会設置条例

制定：昭和44年4月1日

条例第2号

最終改正：平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定数)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例（昭和42年草津市条例第7号）は、廃止する。

(略)

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 草津市総合計画審議会設置条例施行規則

制定：昭和44年4月1日

規則第4号

最終改正：平成25年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例（昭和44年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員、国の職員、県の職員およびその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則（昭和42年規則第6号）は、廃止する。

（略）

## 付 則（平成25年4月1日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 草津市総合計画審議会 委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	肥塚 浩【会長】	立命館大学大学院 経営管理研究科 研究科長
	土山 希美枝	龍谷大学 政策学部 教授
	三浦 克之	滋賀医科大学 社会医学講座 公衆衛生学部門 教授
	森本 美絵	京都橘大学 発達教育学部 教授
関係団体からの選出者	南 英三	草津市観光物産協会 会長
	喜田 久子	草津市健康推進員連絡協議会 監事
	内田 香織	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会計監査 (令和元年10月23日まで)
	森川 友紀恵	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長 (令和元年10月24日から令和2年5月21日まで)
	田中 里沙	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長 (令和2年5月22日から)
	清水 和廣	草津市社会福祉協議会 会長
	馬場 久昭	草津市スポーツ協会 会長 (令和元年7月26日まで)
	小寺 繁隆	草津市スポーツ協会 副会長 (令和元年7月27日から)
	塚口 博司	草津市都市計画審議会 会長 立命館大学 理工学部 特任教授
	井上 一郎	草津市21世紀文化芸術推進協議会 事務長
	田中 進	草津市農業協同組合 代表理事理事長
	竹山 朋子	草津市PTA連絡協議会 会長 (令和元年6月26日まで)
	宇野 あかり	草津市PTA連絡協議会 会長 (令和元年6月27日から令和2年8月19日まで)
	久保 いづみ	草津市PTA連絡協議会 (令和2年8月20日から)
中村 繁樹【副会長】	草津市まちづくり協議会連合会 会長	

区分	氏名	役職等
関係団体からの選出者	北村 嘉英	草津商工会議所 会頭
	宮下 千代美	草津市立まちづくりセンター 運営協議会 代表
	末下 信哉	草津市老人クラブ連合会 会長 (令和元年6月26日まで)
	木村 兼久	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和元年6月26日から令和2年6月18日まで)
	馬場 敏一	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和2年6月19日から)
	堀井 孝	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月26日まで)
	南 弘蔵	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月27日から令和2年2月17日まで)
	中島 吉浩	草津青年会議所 理事長 (令和2年2月18日から)
	森田 紀美	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん 代表
	中嶋 康彦	草津栗東医師会 会長
	山下 剛	草津・栗東地区労働者福祉協議会
安里 唯	立命館大学食マネジメント学部 食マネジメント学科	
公募市民	赤星 典子	公募委員
	上野 剛史	公募委員 (令和元年7月26日から)
	角谷 貴美子	公募委員
	田中 香治	公募委員 (令和元年5月15日まで)
	宮城 紀代子	公募委員
	谷地田 俊介	公募委員
	山口 陽子	公募委員

(学識経験者・公募市民は氏名、関係団体からの選出者は団体名の50音順、敬称略)

# 草津市総合計画策定市民会議開催要綱

平成31年3月25日

告示第50号

(設置)

第1条 草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、第6次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民からの意見を求めることを目的とする。

(市民会議の委員)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 関係する団体から選出された者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、第6次草津市総合計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 市民会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 草津市総合計画策定市民会議 委員名簿

区分	氏名	団体等
関係団体からの選出者	月川 由佳里	一般社団法人 びわこ薬剤師会
	嘉悦 和子【会長】	NPO法人 くさつ健・交クラブ
	河副 健一	NPO法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月22日まで）
	園田 実乗	NPO法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月23日から）
	守野 洋史	NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会
	横井 寛	NPO法人 琵琶湖ネット草津
	横江 秀美	株式会社 横江ファーム
	鶴田 真理子	草津市国際交流協会
	野田 まり子	草津市消費者リーダー会
	木村 登代美	草津市人権擁護委員の会
	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議
	市川 嘉重	草津市認可保育園連盟
	山本 一房	草津市認知症キャラバン・メイト
	中村 徹	草津市美術展覧会実行委員会
	中野 佐市	草津市防災指導員連絡協議会
	寺崎 囃男	草津市ボランティア連絡協議会
	前田 武憲	草津商工会議所青年部
	内田 雪絵	くさつ☆パールプロジェクトチーム
	水野 清治	公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会
	吉田 和子【副会長】	地域まちづくりセンター運営会議
梶山 和紀	パナソニック株式会社 アプライアンス社	
公募市民	川端 治	公募委員
	北川 亜里沙	公募委員
	光嶋 万結	公募委員
	藤原 教夫	公募委員
	米倉 和美	公募委員

（関係団体からの選出者は団体名、公募市民は氏名の50音順、敬称略）

# 草津市総合計画策定委員会設置要綱

平成30年7月24日

告示第304号

(設置)

第1条 第6次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向けて、市内において基本構想および基本計画の策定のための計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。
- (2) その他総合計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長が所管の副市長、他の副市長の順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。



# SDGs について

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ■ SDGs (持続可能な開発目標) とは

SDGsとは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟193か国が2030年までに達成するための目標として、2015年9月の国連サミットで採択されたものです。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため17の目標（ゴール）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うものです。

### ■ 草津市におけるSDGsの視点を取り入れた施策の展開

草津市では、総合計画において、SDGsという世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダー\*との連携の強化や目標の共有を図りながら、取組をより一層進めることで、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。

第1期基本計画では、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsという世界共通のものさしを用いることにより、多様なステークホルダーとの目標の共有と連携の強化を図り、取組をより一層進めることで、持続可能なまちの実現を目指します。

なお、基本方針ごとに示しているSDGsの17の目標については、各基本方針における取組内容が、該当のSDGsの目標達成に資するものであることを示しています。

## SDGs17の目標（ゴール）と内容

アイコン	目標（ゴール）	内容
	1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

アイコン	目標 (ゴール)	内容
	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	<b>12</b> つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	<b>14</b> 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	<b>15</b> 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) —導入のためのガイドライン—2018年3月版 (第2版)」

(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構) より抜粋 (外務省翻訳)

# 用語解説

※【 】横のページは、用いられているすべてのページを表記しています。

## 数字・アルファベット順

### 【3密】 92ページ

人が密に集まって過ごすような空間（密閉・密集・密接）のこと。

### 【AI】 142、176、177ページ

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにした人工知能のこと。

### 【DV】 24、25ページ

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦、恋人等の親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動のこと。

### 【EBPM（合理的な根拠に基づく政策立案）】

175ページ

Evidence Based Policy Making（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の略で、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

### 【ICT教育】 29ページ

板書やノート指導、表現活動・体験活動といった従来からの基本的な学習スタンス（アナログ）を大事にしつつ、ICT等の最先端技術を活用した授業改善を図り、アナログとデジタルを融合した新たな学びを創造し、子どもたちの確かな学力と生きる力を育む教育のこと。

### 【IoT】 142ページ

Internet of Things（インターネット・オブ・シングス）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつなが

り、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表したものの。

### 【OJT】 31ページ

On the Job Training（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の略。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、職務に必要な能力を組織的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

### 【RPA】 176、177ページ

ロボットによる業務自動化（Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

### 【SNS】 52、144ページ

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービスのこと。

### 【Society 5.0】 28、142ページ

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society（ソサエティ））のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。

## 50音順 ア行

### 【新しい生活様式】 4ページ

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密（密閉、密集、密接）」を避けることなどを取り入れた日常生活のこと。

**【インキュベーション施設】** 142、143ページ  
卵をかえす孵卵器の意味より、ベンチャー企業を育てる施設のこと。

**【インクルーシブ教育】** 29ページ  
障害のある子どもと障害のない子どもが互いの違いやよさ等、多様性を認め合う中で、助け合い、成長し合い、共に学び合う教育のこと。

### 50音順 カ行

**【ガーデンシティ】** 158、159、160ページ  
ガーデンシティくさつ。一般的にいう田園都市づくりではなく、草津川跡地をはじめとする公共空間での市民協働によるガーデニングなどの取組みのこと。

**【基礎的コミュニティ】** 50、51ページ  
町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織のこと。

**【義務的経費】** 4ページ  
法令等により義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費等のこと。

**【行政のデジタル化・オンライン化】**  
4ページ  
情報通信技術（デジタル技術）の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上や、行政運営の簡素化・効率化を図ること。

**【クールビズ・ウォームビズ】** 108ページ  
クールビズとは、地球温暖化対策の一環として、平成17（2005）年度から政府が提唱する、過度な冷房に頼らず軽装や日射の熱エネルギーを遮る効果があるグリーンカーテンなど様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。ウォームビズは、冬期に厚着や体をあたためる食材を食べるなど暖房使用量を抑制し温室効果ガスの削減を図りながら快適に過ごすライフスタイルのこと。

**【ケアマネジメント】** 83ページ  
介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるように図ること。

**【景観形成重点地区】** 155ページ  
重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区のこと。

**【ゲートキーパー】** 65ページ  
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

**【健康寿命】** 64、66、80ページ  
2000年にWHO（世界保健機構）が提唱した概念で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

**【健康推進員】** 64ページ  
市民の健康の保持および増進を積極的に推進するとともに、市民生活に密着した保健事業を行うボランティアのこと。

**【コミュニティ・スクール】** 31ページ  
学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働して子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていく仕組みのこと。

**【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】**  
152ページ  
まちの各拠点を公共交通で結ぶという考え方のこと。本市では、人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能なまちであり続けるために、草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画を策定し、各拠点を公共交通で結ぶコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めている。

## 50音順 サ行

### 【再生可能エネルギー】 108、109ページ

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

### 【自助・共助】 92ページ

「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人どうしが一緒に取り組むこと。

### 【市民公益活動】 52、53ページ

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。

### 【情報通信技術 (ICT)】 146ページ

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。コンピュータ情報通信ネットワーク (インターネット等) の情報通信技術を表す言葉。

### 【新型コロナウイルス感染症】

4、64、172、183ページ

「コロナウイルス」(人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス)として新たに見つかった「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」による感染症。2019年末に中国で感染者が確認されて以降、世界各国で感染が拡大している。正式名称は「COVID-19」。

### 【スキルアップアドバイザー】 31ページ

市内教員を対象に授業指導や学級経営に関する巡回指導を行う高い指導力を有する校長経験者のこと。

### 【スクールソーシャルワーカー】 31ページ

社会福祉や精神医学、心理学等の専門的な知識、

技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて、支援する専門家。県より1名、市で1名配置し、市内小中学校で対応している。

### 【スクラップ&ビルド】 5ページ

施策の遂行にあたり、非効率な事業等を廃止し、新しい事業におきかえることで、施策の効率化や集中化を再構築すること。

### 【ステークホルダー】 3、201ページ

企業、行政、NPO等の組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係を有する者のこと。

### 【セーフティネット】 61ページ

地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組みのこと。

### 【総合型地域スポーツクラブ】 37ページ

地域住民により自主的・自立的に運営され、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブのこと。

### 【ソーシャルディスタンス】 92ページ

社会的距離のこと。感染症予防の取組として、3密を発生させないために、他者との身体的距離を確保すること。

## 50音順 タ行

### 【脱炭素社会】 108、109ページ

温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会のこと。

### 【多文化共生社会】 54ページ

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きている社会のこと。

**【男女共同参画社会】** 24、25ページ

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保されており、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担う社会のこと。

**【地域共生社会】** 58ページ

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとものに創っていく社会のこと。

**【地域協働合校】** 34ページ

学校・家庭・地域の連携・協働により、それぞれの持つ教育機能を生かしながら、子どもと大人が協働する「地域学習社会」づくりを目指し、平成10（1998）年度から社会全体での学びを推進している。

**【地域包括ケアシステム】** 82、83ページ

住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

**【地域力】** 30、58ページ

地域の構成員が地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していくための力のこと。

**【地産地消】** 133ページ

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

**【着地型観光】** 134、135、144ページ

旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商

品や体験プログラムを企画・運営する観光形態のこと。

**【中間支援組織】** 52、53、58、59ページ

まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援するなど、市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネイト役を担う組織のこと。本市では、中間支援組織として（公財）草津市コミュニティ事業団と（福）草津市社会福祉協議会を指定。

**【デマンド型交通】** 114、115ページ

利用者がある場合のみ運行する乗合運送の仕組みのこと。需要に応じて運行するため、運行コストの削減につながる。

**【テレワーク】** 146ページ

勤労形態の一種で、情報通信技術等を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

**【特定健康診査・特定保健指導】** 67ページ

平成20年4月から始まった40歳から74歳までの医療保険加入者を対象とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病を予防するための健康診査と保健指導のこと。

**50音順 ナ行****【軟弱野菜】** 132ページ

植物体が軟弱で、外部からの衝撃で傷つきやすく、収穫物は軽量・小形で、常温下では日光にさらされたり風にあたると急速に鮮度を失い品質が低下する野菜のこと。ほうれん草やみずな、こまつな等がこれにあたる。

**【認定こども園】** 72、73ページ

幼稚園と保育所の両方の特徴を生かした施設のこと。保育対象や保育時間を広げ、保護者の就労に関わらず（3歳児以上の場合）、就学前の教育・保育を一貫して提供する施設のこと。

## 【ノーマライゼーション】 86ページ

障害のある人を含む社会的支援の必要なすべての人たちが、一人の人間として尊重され、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受できるようにするという考え方のこと。

### 50音順 八行

## 【非構造部材】 31ページ

柱・梁・壁・床等といった建物の主たる構造以外のこと。ここでは、地震時の安全確保の観点で、内装や外装、窓や家具等も含めた幅広いもののこと。

## 【ビジネスマッチング】 143ページ

ビジネスパートナーとしての関係づくりを支援する取組のこと。

## 【ビッグデータ】 142ページ

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。

### 50音順 マ行

## 【まちなか】 11、152ページ

JR 草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。

## 【モビリティ・マネジメント】 114ページ

自家用車の過度な利用の抑制や公共交通の利用促進を行うために、公共交通の利用が環境や健康などに好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法などを効果的に情報提供することにより、一人ひとりの交通行動を自家用車から公共交通利用へ自発的に変化させることを促すコミュニケーションを中心とした交通施策のこと。

### 50音順 ヤ・ワ行

## 【幼保一体化】 72ページ

就学前教育・保育の一体的提供のこと。

## 【ワーク・ライフ・バランス】

24、25、146ページ

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 【ワンストップ】 71ページ

各種の相談や情報提供について窓口を一本化し、情報の一元化を図ったり、他の支援機関等を円滑に紹介したりすること。